

<死後離縁許可>

1 概要

養子縁組の当事者の一方が死亡した後に他の一方が死亡した当事者と離縁しようとするときは、家庭裁判所の許可が必要です。

2 申立人(申立てができる人)

養子縁組の当事者（養子が15歳未満の場合には、その養子が離縁した後に法定代理人となる者（実父母等）が、養子に代わって手続を行います。）

3 申立先

申立人の住所地を管轄する家庭裁判所

申立人の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(申立人の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

申立人の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・ 84円切手×4枚×申立人数 10円切手×2枚×申立人数 1,089円分切手×申立人数組	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	養親の戸籍謄本（全部事項証明書）※3，※4	
⑤	養子の戸籍謄本（全部事項証明書）※3，※4	

- ※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。
- ※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。
- ※3 戸籍謄本（全部事項証明書）は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※4 死亡している方の戸籍は、死亡の記載のあるもの（除籍、改製原戸籍）をお取りください。
- ※5 同じ書類は1通で足りません。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）